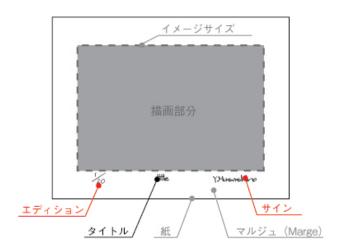
SEED STATE S

サイン・エディション

さいん・えでぃしょん



| 英語 | 英語略 | 仏語 | 仏語略 |
|------------------|-------------|-------------------|--------|
| 意味 | | | |
| Artist's Proof | A.P. | Épreuve d'artiste | E.A. |
| 作者保有用 | | | |
| State Proof | | Épreuve d'etat | |
| 段階刷り、制作過 | 軽での試 | 刷り用 | |
| Trial Proof | T.P. | | |
| 試刷り用 | | | |
| Right to Print | R.T.P. | Bon à tirer | B.A.T. |
| 最終試刷り用 | | | |
| Hors Commerce | H.C. | Hors de Commerce | H.C. |
| 非売品、商品見2 | 卜用 | | |
| Printer's Proof | P.P. | | |
| 刷り師贈呈用 | | | |
| Present Proof | P.P. | | |
| 寄贈用 | | | |
| Travellers Proof | T.P. | | |
| 巡回展用 | | | |
| Museum Proof | M.P. | | |
| 美術館保管用 | | | |
| | | | |

表 1. 限定部数以外の作品の記入例

※ これらの表記は必ずしも世界共通のものではありません

概要

サインは、版画作品においてその作品のオリジナル性を 保証するために、作者が完成後に署名するもので、エディ ションは作者が定める限定部数のことをいい、その限定 部数を保証するために作者が完成した作品の余白部分に エディション・ナンバーを記入します。これをサインド アンドナンバード (signed and numbered) と呼びます。 19世紀以前までの版画作品では、署名や限定部数を記 入するという習慣はありませんでしたが、19世紀末の 欧州において刷り師が余分に印刷し販売することを防ぐ 目的と、作家自身が制作したという証明を求められるこ とが多くなったことから、サインを記入する習慣が浸透 していきました。その後、この習慣は広く一般化し、日 本でも 1920 年代の版画作品でサインが記入されたもの を見ることができます。また1960年にはウィーン・第 三回国際造形芸術会議において「オリジナル版画と認め られるためには、署名だけではなく、限定部数と一連番 号が付けられなければならない」と宣言されたことに よって、サインの他にエディション・ナンバーが記され ることとなり、その後の版画の商業的流通の過程の中で 現在の形式が確立したと考えられています。

一般的にサインとエディションは、イメージ(画面)下 の余白(マルジュ)部分に鉛筆などを使用して右側に サイン、左側にエディションを記入します。サインは書 き込む字体、書体を統一したものを条件として記入しま す。エディションは分子/分母の形式で記入し、分母に 印刷した限定部数、分子にその限定部数のうち何番目の 作品かを記します。分子に記す番号は印刷した順番とは 異なっても構いませんが、すべての作品の印刷の状態・ 質などが同じ条件であることが必要です。また、限定部 数ではなく、Artist's Proof (A.P.) や State Proof な どと表記されたものがありますが、これらは限定部数以 外に印刷されたものを示し、それぞれに意味があります。 Artist's Proof (A.P.) は作者保有用を意味し、限定部 数の10%程度までを限度としています。State Proofは 試刷りの段階刷り用で、最初の試刷りは、1st state (英) lere état (仏)、次は 2nd state (英) 2e état (仏) のよ うに表示します。